

ウイリアム・ペティの租税論

大川 政 三

十七世紀のイギリスは、市民戦争 (Civil War, 1642—49)、共和国並びにクロムウェル護民官時代 (Commonwealth and Cromwellian Protectorate, 1649—60) を経て、一六六〇年には王政復古 (Restoration) を迎え、その後いくばくもなく一六八八年には亦名譽革命 (Glorious Revolution) を経験するなど、國內政治のあわただしき變轉の中に、専制主義から議會主義への移行を漸次押し進めていった。對外的には、十七世紀中葉以來、オランダと三度び戦戈を交えてその海運勢力を憎伏せしめ、世紀末にはフランスを新たな敵とし、世界商業の覇權並びに海外植民地の獲得を争うに至つた。この様に内外の紛争と戦亂とに満ちた十七世紀を、財政史の觀點から見れば、それは近代的財政制度の創始期に相當した。即ち、市民戦争を境に王室収入は過去の封建的殘滓を拂拭し、その大部分を租税に仰がざるを得ぬ結果となり、第二には、度重なる戦亂に由る財政需要の増大は、借入制度を發展せしめて近代公債の基を築くに寄與した。本稿の目的は、かかる財政事情の中に於て、十七世紀の最も體系的な租税論と稱される、サ
I・ウイリアム・ペティ (Sir William Petty, 1623—87) の『租税及貢納論』(A Treatise of Taxes and Contribu-

tion, London, 1962.) の時代的意義を理解しようとするに在る。その爲に先ず、イギリス王室收入の變遷の跡を、しばらく振返つてみた。

(1) メチの生涯に關する文獻としては、Fitzmaurice, Edmund: The Life of Sir William Petty, London, 1895. が最も詳しく、且信頼し得るものである。邦語文獻としては、松川七郎教授の綿密なる研究、「サー・ウィリアム・メチの生涯」〔經濟研究〕一九五一年一月號所載)を第一に擧ぐべきであらう。その他の文獻に就ては、同教授の論文を参照されたい。

二

イギリスに於ける封建體制の確立期を一〇六六年のノルマン・コンケスト時に求めることは、大過なく一般に容認されているところである。即ち、その時征服王ウィリアムは、没收せる舊イギリス貴族の所領地を彼の功臣に封土として分與し、彼等に王への臣従を誓わしめた。一〇八六年ソーリスベリイ(Salisbury)に開かれた評定會議(council)は、その關係を公けに確認したものである。それは亦同時に、封建體制にまつる權力の分散を未然に排除せんとする意圖から、王と總ての自由土地保有者(freeholder)との間に直接的結合關係を認め、下位領主(mesne lord)と彼等との結合關係に依てそれを犯し得ぬことを宣明したものであつた。

かくて最高領主(supreme lord)たるの地位を確立するに成功した國王は、その收入を、第一には直轄領地から、第二には封建的土地保有關係に伴う附帶的諸權利(Incidents of the feudal tenures)とから得た。第一の王領地は、一〇八六年に完成せるドゥームズデイ・ブック(Domesday Book)の記載に依れば、一四二二の莊園を包有して

たと傳えられ、國王の主たる經常收入源を形成した。その後僧院領の没收などに依り時に増加することもあつたが、大勢的には、窮餘の策に國王自らが選んだ王領地賣却の結果、漸次減少の傾向を辿り、遂には、かかる傾向に終止符が打たれる程の破壊が、市民戦争の最中に行われるに至つた。

第二の封建的諸權利が明確に劃定されたのは、一二一五年のマグナ・カルタに於てである。⁽⁴⁾それは、從來の慣習法を組織的に體系化したことで識られるブラックストーンの擧げるところに従えば、次の各種權利より成るものであつた。⁽⁵⁾すなわち、(一)御用金 (Aids)⁽⁶⁾、(二)封地相續冥加金 (Relief)⁽⁷⁾、(三)先取 (Primer Seisin)⁽⁸⁾、(四)後見 (Wardship)⁽⁹⁾、(五)結婚 (Marriage)⁽¹⁰⁾、(六)封地讓渡の料金 (Fines for Alienation)⁽¹¹⁾、(七)公收 (Escheat)⁽¹²⁾などの諸權利である。然るに軍事的土地保有關係そのものが消滅し、⁽¹³⁾これらの諸權利が貨幣收入の獲得手段としてのみ行使される時は、それが重大な不平の原因となることは當然の成行である。エリザベス女王の統治下に既にそれが見られた。唯これらの封建的收入に代る他の收入源を見出すことが困難であつた爲に、それらは引續き存在していたに過ぎない。⁽¹⁴⁾

右の王領地收入並びに封建的收入に加えて王の有力な收入源となつたものに、關稅がある。その起源は明かにされていない。然し商人達は、船舶並びに積荷の保護を王から受ける代償に、保險料相當額を慣習的に王に支拂つていた。マグナ・カルタ第四十一條は、その過度な取立を一方では制限すると共に、他方ではその取立の合法性を確認する効果を有つた。⁽¹⁵⁾この様に云わば王の特權收入とも目された關稅の徵收は、永い間議會の干渉外に在り、それに乘じて王は屢々商人との直接交渉を通じてその增收を圖つた。議會がかかる王の關稅徵收權に容喙するに至つたのは、漸く一三四〇年以來のことである。⁽¹⁶⁾けれども議會は殆んど間を置かずにその更新を慣例的に認めた爲、事實上關稅收入は王

の恒久的收入と變るところがなかつた。しかもエドワード四世（在位期間一四六一—一八三）以來は、即位後最初の議會が王にその終生徵收權をば與えることを例とした爲、チューダー王朝下の議會は關稅を、『陛下の王冠に附屬し、それに結合されたる古來の收入』（ancient revenue annexed and united to your imperial crown）と見做した程である。王領地收入並びに封建的收入が漸減の傾向にあつた時、かかる關稅收入がチューダー絶對王政を物質的に支えた意義は、決して輕視さるべきではない。この事情は十七世紀のステュアート王朝期に入つても變らず、貿易量の増大と共に、經常收入總額の半ば以上を占めた。⁽¹⁸⁾

以上國王の經常收入に就てのみ觀てきたが、その限りでは中世以來の、『國王は自らの收入で生活すべきである』（The King should live of his own）の原則が概ね遵守されてきた。然し戦時の如き緊急時の經費を調達するには、他の方法、主として租稅に依存するのが常であつた。換言すれば、十一世紀のデーンゲルト（Danegeld）を初めとして、近くはチューダー、ステュアートの諸王下に好んで用いられた十五分の一及び十分の一稅（fifteenth and tenth）、或は補助金（subsidy）に至る迄、課稅の方法に多少の變遷があつたと云え、それらが臨時の、従つて徵收の都度議會の承認を経ねばならぬ收入であつたことに於ては、軌を一にしていた。

この様に王領地收入・封建的收入・關稅收入の三支柱を以て經常支出に充て、租稅（直接稅）收入を以て臨時支出に充てる中世以來の收入體系は、市民戰爭を契機として根本的變化を蒙るに至つた。その第一に擧げられるのは、王領地收入並びに封建的收入の消滅である。即ち議會軍の手に沒收された王領地は、戰費の不足を埋めるため彼等の手で賣却處分に附され、その結果收入上の意義を全く失うに至つた。一方ヘンリー八世（在位期間一五〇九—一四七）が

設置して以来、封建的収入の經理を司つてきた『The Court of Wards and Liveries』が一六四五年にその幕を閉じ、軍事的奉仕に依る土地保有 (tenure by knight service) の悉くが自由土地所有權 (common socage) に轉換せしめられた⁽¹⁹⁾。第二の注目すべき變化は、國內消費税 (Excise) の導入である。之よりさき消費税は、オランダに於ける成功を見、封建的収入の代り財源として一六一〇年既に論議の對象に上されていたが、イギリス人のそれに對する傳統的反感が常にその採用を拒み續けてきた。然るに市民戰爭の重壓は、一六四三年遂にその傳統を打破つて、共和政府に消費税を採用することを止むならしめた。

かくて市民戰爭に始まる國王空位期間中の政府収入は、前代から引繼がれた關稅、直接税として殆んど全期間にわたり課された月割税 (monthly assessment)⁽²⁰⁾、それにこの消費税を加えて大半を滿し、今それを市民戰爭前に比較するならば、其處に本質的な相異を指摘し得る。即ち、かかる状態を受繼いだ王政復古後の諸王にとっては、かの『The King should live of his own. 原則を維持することは明かに不可能であり、『議會内の國王』(The King in Parliament) に甘んぜねばならぬ。』⁽²¹⁾』議會無しに統治することは、貨幣無しに統治することであつた』(To rule without Parliament was to rule without money) からである。その意味で、市民戰爭から王政復古にかけの時期は、財政史的にも亦憲政史的にも、中世から近世への移行を決定的ならしめたと云うことが出來よう。

(1) Stubbs, William: The Constitutional History of England, 5th ed., Oxford, 1891, vol. I, pp. 289—90.

(2) 『英國財政史上に於ける御料地の意義』の詳細に就ては、長谷田泰三博士著『英國財政史研究』(昭和二十六年)第八章參照。

- (3) Dowell, Stephen: History of Taxation and Taxes in England, 2nd ed., London, 1889, vol. I, p. 13.
- (4) Maitland, F. W.: The Constitutional History of England, Cambridge, 1913, p. 160.
- (5) Blackstone, William: Commentaries on the Laws of England, 8th ed., Oxford, 1778, vol. II, pp. 63—73.
- (6) 元來御用金は、王の窮迫を救う爲にする受封者の自發的冥加金であつた。然し時と共に王の當然の權利として、次の三つの場合に要求される様になつた。その第一は、王を捕虜の身から釋放せしめるための身代金調達の場合であり、第二は第一王子の元服、第三は第一王女結婚の場合である。
- (7) 受封者の死亡に依り空位となる封地相續の際に王へ納めた上納金である。征服王ウィリアムは既に封地の世襲制を認めていたが、その條件に相續者は改めて王に臣従の誓を果し、この冥加金を納めねばならなかつた。
- (8) 受封者が死亡せる際、王はその相續者に相續地一ヶ年分の収益を納める様要求し得た。従つて之は前述の Relief の追加と見做し得るものであるが、當初の目的は、空位期間中王に占有權を認めて、他者の侵入から相續地を守るに在つた。
- (9) 前述の諸權利は、相續者が男子二十一歳、女子十四歳の成年に達してゐる場合に限られた。之に反し相續者未成年の場合には、後見の權利を以てそれらに代え、王に後見期間中の収益を自らの手に納めることが許された。上からの封土と、下からの軍役奉仕とが互に他を豫想して行われる封建的原理の上に立てば、未成年なるが爲に受封者からの軍役奉仕が期待し得ぬ間、封土からの収益を一時差止めることは、當然の措置と考えられたのである。
- (10) 後見に立つ王には亦、被後見者に適切な配偶者をめあわす權利が認められ、若し彼等が王の指定に服することを好まぬ時は、王に償金を支拂つた上その許可を得ねばならなかつた。この様な結婚の制限は、特に被後見者が女子の場合、王に敵對する者との結婚を未然に防止することにその目的が存した。
- (11) 封地の讓渡を自由に行うことが若し受封者に許されるならば、王との間に取交わされた臣従の誓約が無意味となるのみならず、封建社會の安固を脅かす原因となるであらう。従つて若しそれを行う場合には、年収益の三分の一を、亦王の許可なく

譲渡せる場合には、その總額を支拂わしめて、封地譲渡を制限する方法となした。

- (12) 受封者に相續者なき場合、或は受封者に叛逆罪 (treason)・重罪 (felony) の罪があつた場合に於ける、王と受封者間の互惠的結合關係消滅を意味する。かかる場合、封地は再び王の手に歸屬せしめられた。
- (13) 既に一五九九年ヘンリー二世のソーハース遠征に際し、軍役奉仕に代えて scutage (軍役免除税) の支拂が大規模に行われし事。 (Dowell, *op. cit.*, vol. I, pp. 39—40.)
- (14) Dowell, *op. cit.*, vol. II, p. 18.
- (15) *ibid.*, vol. I, p. 76.
- (16) Urwin, George ed.: *Finance and Trade under Edward III*, Manchester, 1918, pp. 156—7.
- (17) Prothero, G. W. ed.: *Select Statutes and other Constitutional Documents, 1558—1625*, 4th ed., Oxford, 1913, p. 25.
- (18) 一六三五年の概算に依れば、収入總額六一八、〇一九磅の中、關稅收入三二八、一二六磅、王領地並封建的収入一九二、三四〇磅、其他九七、五五三磅に上つた。(Gardiner, S. R.: *History of England*, London, 1896—1901, vol. 4, p. 222.)
- (19) Dowell, *op. cit.*, vol. II, pp. 18—9.
- (20) クロムウェル護民制下の一六五四年の數字を擧げれば、總收入一、五八六、一七五磅の中、月割稅七八五、五七九磅、關稅二六七、八八二磅、消費稅三三三、九一三磅とあつた。(Ashley, M. P.: *Financial and Commercial Policy under the Cromwellian Protectorate*, London, 1934, p. 56, p. 68, p. 96.)
- (21) Ashley, *op. cit.*, pp. 109—10.

三

ペティが「租税及貢納論」の筆を執り初めた頃のイギリス財政の現状は、略し前節に述べた如くであつた。繰返して云えば、一方には自己収入を失つて全く無産化した國王⁽¹⁾がおり、他方には封建法上の義務を完全に免れて土地所有権を取得した人民がいた。しかも冥加金 (Benevolence)、強制的借入 (compulsory loan) などの脱法的、非議會的課税方法は、一六二八年の「権利請願」(Petition of Right) に依て排撃され⁽²⁾、亦關稅徵收權は、即位後最初の議會に依て王の終身認められた從來の慣例に反して、一定期間に限定されるなど⁽³⁾、それ程に議會の課稅協贊權は無條件絶體のものに今や強化されていた。かかる現實を前にして王政復古後の財政の建直しという實踐的課題を解決する爲には、何よりも先ず、何故に租税を支拂わねばならぬかを人民に納得せしめること、即ち課稅權の確立が急務であつたと考えられる。ペティが「租税及貢納論」の最初の第二章に、經費の種類を擧げてその公共性を説き、亦第三章に於て租税の支拂をめぐる人民の不滿緩和に努めたのは、直接間接にその要求を満す爲であつた。然し課稅權の政治哲學的な基礎づけは、ペティに先立つトーマス・ホッブズ (Thomas Hobbes, 1588—1679) の手に依て既に成し遂げられていた。ペティの「租税及貢納論」は、そのホッブズの政治哲學の上に築かれた租稅現實論である、と解しても差支へはないであろう。⁽⁴⁾ ペティはその方面の研究を通じて、ホッブズが希求せる國內平和の維持に裨益せしめんとしたからである。

それ故に今ここでホッブズの政治哲學を少しく跡づけるならば、國家の課稅權は次の如く正當化される。先ず國家そのものの誕生に關するホッブズの説明を聽いてみよう。彼に依れば國家の本質的條件は、共通の權力 (common power)、即ち最高權力たる主權の發生である。その權力なくして人間が生活している間は、戰爭狀態或は自然狀態

と呼ばれ、各人は各人と戦闘關係 (Bellum omnium contra omnes, War of every man against every man.) に在る。かかる状態に於ては、『勤勞の果實が不確實な爲に勤勞をすすめる餘地が存せず、従つて土地は耕作されず、航海はなく、海路輸入される商品の使用もなく、間取り豊かな建築物もなく、多大の力を要する物を動かし、移轉せしめる道具もなく、地表面に就ての知識、時間の計算、藝術、文學、社會も存しない。そして最悪なことには、不斷の恐怖と暴力に依る死の危険とがあり、人生は孤獨で、味氣なく、淫佚で、畜生の如く、加えて短命である。』この様に無秩序、悲惨な状態に呻吟せねばならぬ理由は、自然に依て平等に造られた各人が、自己の身を保衛しようとする各自の目的を達せんとして、互に相手を潰滅させ或は屈服せしめようとするからである。換言すれば、各人が、『身の自然性、即ち自身の生命維持のため自己の欲するままに自身の力を使用し得る自由』の、自然權 (Right of nature, jus naturale) を行使するからである。然るにその結果が戦争状態を惹起するとすれば、生命維持にかかる自己矛盾解決の方法として、理性の命に依る自然法 (Law of nature, lex naturalis) に従ひ、各人は、平和と自己防衛に必要な限りでの權利放棄を相互に行う契約を取結ぶ。この自然法に従う自然權の制限に依り初めて、可能性の状態に止まつていた生命と身體の維持が、具體的に現實化される。然し、『劍の脅威なしの誓約は、單なる言葉に過ぎず、人を拘束する力を全く有しない』⁽⁸⁾ 故に、刑罰の脅威に依てその誓約の履行を保障せしめる強制的權力 (Coercive power)、即ち共通の權力が必要とされる。その權力を設定する唯一の道は、ホッブズに依れば、『總ての權力と力を一人の者にか、或は人々の一つの集會かに移讓すること』⁽⁹⁾ である。その結果に於て各人は、總ての權力を移讓された一人の者或は一つの集會の意志、判斷に服従せねばならない。この様に多數の者が一人格に結合された時初めて、國

家 (commonwealth) と呼ばれ、偉大なる「リヴァイアサン」が誕生する。そしてその人格を擔う者が主權者 (sovereign) であり、他の者は總べて臣民 (subject) と稱される。

平和維持の目的から以上の手續を経て設定されたところの、國家主權に基く主權者のすべての行爲は、主權者への一人格統合の趣旨から臣民自身の行爲を意味し、從つて如何なる場合も臣民の反抗に依て妨げられる理由のない絶對的權威をもつものであつた。更にその主權は積極的に、『何人であれ目的に對して權利を有つ者は、手段に對する權利を有つ』⁽¹⁰⁾ という見解に基き、學說審査權・立法權・司法權・交戰講和の權・官僚任命權・賞罰權・榮典授與權などの形を通じて具體的に發現する。吾々がいま問題としてゐる課稅權は、右の交戰講和の權利の系として當然に要求される性質のものであつた。『貨幣は、戰爭及び平和の礎である』 (Monies are the sinews of war and peace.)⁽¹¹⁾ からである。即ち、『主權に依て人民に課される賦課金は、公劍をたばさんで、私人がその各種の仕事に亦職業に従事する様守る者に當然支拂わるべき、貨銀以外の何物でもない』⁽¹²⁾。

かくてホッブズは課稅權を、平和維持の缺くべからざる手段として基礎づけたが、私的所有權の絶對不可侵性を排除することに依て、⁽¹³⁾ その基礎づけは一層鞏固ならしめられる。戰爭狀態に在つては、『所有權も支配權も存せず、自分のもと他人のものとの區別もなく、唯自分の取得し得るものが、各人のものとされるに過ぎない』⁽¹⁴⁾。從つて所有權は、國家主權が設定され、その力に依て資財が臣民の間に分配される時初めて成立する。一言にして云えば、『所有權の導入は、國家の一效果である』。(The introduction of propriety is an effect of commonwealth.)⁽¹⁵⁾ 故に臣民の所有權は、他の總ての臣民の侵害を排除はしても、主權者がそれに觸れること迄も排除するものではない。『若し主

権者の権利も排除されるならば、彼等(臣民)が主権者に與えた任務、即ち外國敵並びに相互の侵害から彼等を守ることを、主権者は果し得なくなる』からである。⁽²⁾

(1) チャールズ二世は戴冠式の費用から補助金に依存せねばならなかつた。(Sinclair, John: The History of Public Revenue of the British Empire, London, 1785, vol. 1, p. 182.)

(2) 「權利請願」の一節に次の句がある。「それ故に人民は、今後如何なる者も、議會の法令に依る一般の同意なしには、如何なる贈與、貸付、冥加金、租税をも、或はそれと類似の負擔をなすべく又は承認すべく強制されぬということを、高邁なる陛下に恭々しく懇願し奉りませう」(Gardiner, S. R. ed.: The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625—1660, 2nd ed., Oxford, 1899, p. 69.)

(3) Dowell, op. cit., vol. 1, pp. 193—4.

(4) マチは市民戦争の難を避けてプリ藩在中にキャンズの知遇を得、キャンズがその時準備中の「リヴンアイマン」に盛られた政治學說の光禮を授けらるゝ。(Fitzmaurice, Edmond: The Life of Sir William Petty, p. 16.)

(5) Hobbes, Thomas: Leviathan, Paris, 1651. English Works of Thomas Hobbes, ed. by Molesworth, London, 1839, vol. III, p. 113.

(6) *ibid.*, vol. III, p. 116.

(7) 太田可夫「ヘキリス社會哲學の成立」(昭和二十三年)一五三—四頁。

(8) Hobbes, op. cit., vol. III, p. 154.

(9) *ibid.*, vol. III, p. 157.

(10) *ibid.*, vol. III, p. 163.

(11) *ibid.*, vol. III, p. 156.

- (12) *ibid.*, vol. III, pp. 333—4.
- (13) 島恭彦、「近世租税思想史」(昭和二十三年)一四五—六頁。
- (14) Hobbes, *op. cit.*, vol. III, p. 115.
- (15) *ibid.*, vol. III, p. 234.
- (16) *ibid.*, vol. III, p. 313.

四

ホッブズの戦争状態から出發する國家成立過程の説明は、必ずしも現實の國家成立に關する歴史的證明の上に樹てられたものではなかつた。然しその故を以て、彼の説を非現實的な空想の産物と斷定し去るのは適當でない。⁽¹⁾ 十七世紀に入つてからのイギリスの情勢は、正にホッブズの云う戦争状態に比すべき混亂状態が支配し、それから脱却する爲の強力な國家主權の確立が望まれていた。ホッブズの國家論は、かかる歴史的背景の下に、亦充分な歴史的感覺をその中に滲み込ませて書かれたものである。この様に國家主權を合理的に權威づけるホッブズの役割に對し、原理的にはホッブズの政治哲學に據りながら、ホッブズの充分説き及ばなかつた租税徵收面からくる君主への反抗、國內不安の原因を去除き、以て公收入の確保を計ろうとしたのが、ペティである。その爲に前述の如く彼は先ず、經費の種類を擧げてそれぞれの公共性を説き、次には租税の徵收を困難にし、人民の不滿を誘發し勝な原因の一つ一つを解きほぐすことに努力したのである。而してペティが擧げる國家の公共經費とは、次の六種類である。

(一) 陸海の國防、國內國外の治安、並びに他國の侵害に對する正當防衛の經費。この經費が國家の公共經費となることは、ホッブズに於ける國家設立の目的からみて自ら明かであり、従つてペティはそのことに就て一言も費していない。之に反し、この經費増大の原因となる戦争、就中内亂誘發の原因を深く追跡していることは、内亂を嫌惡し、國家の破滅に導く諸原因を探究したホッブズの態度に相通するものがある。序でながら、ペティがここで頭に描く軍隊は、未だゾムバルトの定義せる様な近代⁽³⁾的軍隊ではなく、國民義勇軍 (Militia) と稱されたものであつた。

(二) 元首及び屬僚の生活維持費、並びに裁判、處刑、犯罪豫防に要する經費。國內治安の維持に要するこの經費の公共性も、改めて説く迄もなかつた。然し元首費に就ては、それに相應な額を割かねばならぬ理由を、ペティは次の様に述べる。「假に非常に多數の者がその仲間の一を國王と呼ぶにしても、この選定された君主の見榮えが他より際立つて立派に見えぬ限り、亦自分の云うことに従い、自分を喜ばせて他の者には逆のことをなす者に褒賞をとらせ得ぬ限り、たとえ彼が偶々仲間の誰よりも優れた肉體的或は精神的能力を身につけていようとも、彼を選定することには殆んど意義がなし」と。(A Treatise of Taxes and Contributions, in "The Economic Writings of Sir William Petty" ed. by C. H. Hull, Cambridge, 1899. vol. I, p. 18.) ことに注目すべきことは、元首費と文政費との嚴密な分離は未だしとしても、從來王の自己収入を以て充たしてきたそれらの經常的支出を、國家の公共經費に掲げて議會的収入に依存せしめねばならぬ必要を、ペティが明かに認識していることである。

(三) 人間の魂を監督し、その良心を善導するに要する經費(宗教費)。以下述べる四種の經費は、ペティ独自の提案である。従つて前述の二經費と異なり、それらの公共性を特に論證する必要があつた。先ずこの宗教費に對する

次の様な非難、即ち、『來世にかかわることであり、亦來世に於ける各人の個人的利益にかかわる故に)、現世の公共經費たり得ぬ』という反對に對しては、『人間の法律を濫り、舉證不能の犯罪を犯し、證據の湮滅、回避を計り、法律の意義並びに趣意をこじつけるなどのことが如何に容易であるかを吾々が若し考え合わせるならば、之を公共の經費に掲げて人々に神の法を教え込む必要が生じる』(Writings, vol. I, p. 19.)と答へてゐる。

(四) 學校及び大學の經費。この經費に就ても、大部分の學校が、『特殊な人々の寄贈物、即ち特殊な人々が自前でその金と時間とを費す場所』になつてゐる當時の事情に於ては、公共經費となすに疑問があつた。然しペティは、『それらの目的が、自然の働きを隈なく明かにする爲、最高、最秀の天賦の才を有つ者に、出来る限りの援助を與えることにあるならば、この意味で當然に公共の經費たるべきである』(Writings, vol. I, p. 20.)と主張する。然し、それは表面上の理由として、ペティが宗教費並びに教育費を國家の公共經費に組入れ、國家活動の範圍をその方面に迄擴大しようとしたことの中には、ホッブズの意を受継ぎ、教會に對する國家主權の優越性を確立しようとする意圖が含まれていたのではなからうか。けだし、ホッブズの眼に映つた大學は、ローマ法王の權威を借り、國家の平和を亂す諸學説を人民に注入する源泉であり、その爲に彼は、主權者への絶對服従を教授する大學に改革すべき必要を痛感してゐたからである。⁽⁴⁾

(五) 孤兒・捨子の扶育費、無能力者・失職者の生活扶助費。ペティが之等の費用を公共經費となした理由は、『物乞いさせておくことが、ヨリ費用の嵩む彼等の扶養だからであり』、亦、『貧しき者の貸銀統制を吾々が正當と考へてゐる時、従つて彼等が身體の自由を失ひ、亦職を失う時の用意に何物をも貯え得ぬ時、如何なる者といへども

餓死するに委しておくことは、正義に反する』(Writings, vol. I, p. 20.)と考えられたからである。

(六) 公道・河川・水道・橋梁・港灣等の經費。身體の健全なる失職者に對する取扱は、身體障害者に對するそれと異なつて、右の如き公共土木事業に就かしめられる。先の慈善的救濟と云い、亦この強制的就業と云い、既にホッブズが奨めていたことであるが、ペティは、失業者を放任しておくことに依て生ずる勞働意欲の減退を最も恐れたのである。従つてそれを防止する爲には、次の如く徹底した意見すら有つていた。曰く、『外國商品の消費を伴わぬ限り、ソオールスベリイ平原に無益なピラミッドを築かせようと、ストーンヘンジ(Stonehenge)の石材をタワー・ヒル(Tower-hill)に運ばせようと問題ではない。けだし最悪の場合でも、この爲に彼等は紀律を守り、人に服従する態度を失わぬであらうし、亦必要とあればヨリ有益な勞働に耐え得る肉體を保持するであらう』と。(Writings, vol. I, p. 31)この様に一見浪費的と思われる支出に意義を認める略々同様な見解を、吾々は後のケインズ「一般理論」の中に於ても見出し得るが、然しペティに於ては、慈善的救濟のみに依存し、交換經濟の一因子としての働きを爲さうとしない、貧民の勞働意欲を喚起して、彼等を交換經濟の流れの中に引込み、それに依て生産活動の活潑化を計ることに重點が置かれ、之に對しケインズに在つては、非自發的失業の救濟、それに依て導かれる有效需要の増加、社會の總所得増大に窮極の目的が置かれていた、という相異の存することに注意すべきであらう。

吾々は以上の經費論を通じて、ペティが國家に期待を寄せる活動分野の全般を窺い知り得たのであるが、それらの中彼が特にその必要性を強調するのは、貧民の救護並びに失業救濟事業であり、先の上四經費に就ては削減の數字的根據を示しながら、この二經費に對しては寧ろ増額を奨めてゐる。その四經費削減の理由は、ペティに従えば、行政

官・司法官・聖職者・法律家・醫師等が、『公共の爲盡すこと僅かな割に高給を食んでいる』(Writings, vol. I, p. 28.) からである。ペティがこの様に非生産的な労働の経費を削つても、無益なピラミッドの建造、或は石運びの経費支出を敢て辭さなかつたことを願れば、『富の父であり、その能動的本原である』労働を、彼が如何に高く評價し、亦その涵養に如何に積極的であつたかを看取出来よう。

ところで以上の如く経費の公共性を明かにした後、ペティは進んで人民を説得し、その租税支拂に關する不満を和げること努めた。その不満とは、『課税されるものが過大であるとか、徴集されるものが私消或は徒費されるとか、或はその賦課並びに査定が不公平であるとか』いつた類のものである。第一の、『君主はその必要以上に要求する』という人民の非難に對しては、『その必要とするものを然るべき時に入手することが君主に確實であるならば、貿易に依てそれを増加せしめる人民の手から貨幣を取上げ、自身の金庫に死藏しておくことは、君主自身の大きな損失とならう』(Writings, vol. I, p. 32.) と答え、更に、『たとえ租税が如何に大であらうとも、若しそれが總ての者に鈎合の取れたものであるならば、租税に依る富の喪失に苦しむ者は一人もおらない。けだし、總ての者の財産が半減或は倍加するならば、いずれの場合も人々の富の程度に變りないであらうからである』(Writings, vol. I, p. 32.) と付け加えている。ここにペティの意味する課税の公平が、如何なる内容のものであるかが明かにされる。即ち、同じく課税の公平と云うも時代によりその意味内容を異にしたが、ペティに従えば公平な課税とは、各人の富に正比例する租税に他ならない。かかる公平觀が彼の消費税禮讚の有力な論據となることは、改めて後述する機會があらう。次の、『取立てられた貨幣が、歡樂の事や、華麗な催しや、凱旋門などに將來費される』という非難に對するペティ

の辯明は、甚だ暗示に富む。即ち彼はそれに對し次の様に答える。『そのことは、前述の貨幣をそれらのことに従事する職業者に拂戻す。これらの職業は、無益で、専ら裝飾をこととする様に見えるけれども、それらは間もなく最も有益なる者に、即ちビール醸造者、パン焼人、裁縫師、靴屋などに拂戻す』(Writings, vol. I, p. 33.)と。絶對王政華やかなりし頃の宮廷が奢侈的消費の中心であつたことは、種々の記録より推察されるのであるが、重要なこと(7)は、かかる奢侈的消費が軍隊需要と共に初期資本主義時代の主たる有效需要を形成したことである。従つて重商主義者と呼ばれる者の多くは、奢侈的消費の生産刺戟的、流通促進的、所得分配的效果を高く評價した。ペティも亦その例外でなかつたことは、前記の引用から、亦『租税が若し程なく吾々自身の國內商品に支出されるならば、人民全體に殆んど害を及ぼさぬ様に思われる。唯特定の者の富と財産に變化を與えるに過ぎない。就中、それらを地主、徒食者から、工人、勤勉家に移轉せしめることに依つ』(Writings, vol. I, p. 36.)と述べていることから明かである。かかる見解は、資本の蓄積、並びにそれが爲の非生産的消費の節約を掲げて、君主の奢侈的消費を『愚しき熱情』(frivolous passion)と一笑に附した、スミスの見解(8)に比較する時、著しく對照的である。

- (1) 太田可夫、「イギリス社會哲學の成立」二九三—四頁、三〇一—二頁。
- (2) Hobbes: *Leviathan*, chap. 29, Works, vol. III, pp. 308—322.
- (3) 近代的軍隊とは、常備の國家軍(武器、食糧、被服の總てを國家に依り支給される軍隊)をさす。(Sombart, *Werner: Krieg und Kapitalismus*, München u. Leipzig, 1913, S. 24.)
- (4) Hobbes: Works, vol. III, pp. 330—1.
- (5) *ibid.*, vol. III, pp. 334—5.

一橋論叢 第二十九卷 第一號

(6) Keynes, J. M.: *The General Theory of Employment, Interest and Money*, London, 1936, p. 129. 鹽野谷九十九譯、「雇傭・利子及び貨幣の一般理論」(昭和二十四年)一五五—一六頁。

(7) 一五四二年に於けるフランス國王の奢侈的支出は、全支出、五、七八千リールの中、二、九九五千リールを占めた。

またイギリスのチャールズ一世は、二四の城を次々に手荷物なく旅行し得た程、それらを完全に飾りつけていた。(Sombart: *Luxus und Kapitalismus*, München u. Leipzig, 1913, S. 82.)

(8) *ibid.*, S. 138.

(9) Smith, Adam: *Wealth of Nations*, Modern Library, New York, 1937, p. 861. 大内兵衛譯、「國富論」第五分冊(昭和二十三年)九頁。

五

ホッブズの原理を現實的に裏つけて課稅權を確立するに努めたペティの次の課題は、公共經費の理想的調達方法を吟味決定することに在った。若しその方法に適正を缺く時は、所期の國內平和を保ち難い。「租稅及貢納論」の第四章から最終章迄の十二章は、その目的の爲に書かれたものである。然しそこに論じられていることは必ずしも租稅の問題に限られず、比較的重要と思われるもののみを拾つても、次の諸問題を包含していた。即ち、(一)地代論——地代の本質、測定、並びにその貨幣的評價、(二)價值論——勞働價值説、(三)利子論——利子の本質、その大きさ、利子制限に對する反駁、(四)貿易論——輸出入制限の無益、(五)刑罰論——體刑の罰金刑轉換、(六)教會論——教會の腐敗、などの諸論である。これらの議論は、ペティの該博な知識と、諸諺を交えた巧みな譬喩とに依て興味深

く展開され、就中、租税の源泉を深く掘下げて追究した、地代論、價值論、利子論などに見る、數字を基とした理論構成の周到さと、えぐり込んで行く推論の深さは、實踐的問題の解決に急であつた當時としては、彼の議論をかなりな理論的水準に高め、亦「租税及貢納論」の名を不朽ならしめて、『近世經濟學の創立者』(Begründer der modernen politischen Ökonomie)⁽⁴⁾たるの名譽をベティに許す理由ともなつてゐるのではあるが、それらの總てに立入つた考察を加えることは私の力に餘ることであり、亦「租税及貢納論」執筆の目的からみれば、ベティ自身が認めてゐる如く、それらは主題を外れた枝論(digression)乃至は附隨的問題(collateral question)に止まつた。彼が主題とするところはあく迄も、『課税割當を最も容易に、迅速に、亦氣づかれぬ様に徵集し得る、いくつかの方法、手段を提議する』こと、その爲に、『ヨーロッパの諸國で近年採られてきた、いくつかの主要な課税方法に伴う便宜、不便宜を明かにする』(Writings, vol. I, p. 39)ことに在つたのである。従つて吾々もここでは、彼の主意に沿つて以下の議論を進めて行きたいと思ふ。

ところでベティが擧げる主要な課税方法とは、(A)地租 (Assessments)、(B)關稅 (Customs)、(C)人頭稅 (Poll-Moneys)、(D)富籤 (Lotteries)、(E)冥加金 (Benevolence)、(F)罰金 (Pecuniary Mulcts)、(G)獨占 (Monopolies)、(H)十分の一稅 (Tithes)、(I)貨幣の稱呼引上 (Raising of Money)、(J)國內消費稅 (Excise)などである。そしてこれらを順次批判して行く間に、彼の課税原則と稱すべきものを漸次露わにしていくのであるが、各所で斷片的に述べられてゐるところを今豫め纏めてみれば、(1)各人の富に比例するという意味での公平なること、(2)徵稅費の僅少なること、(3)一種類の租税に依て充分な稅收を擧げ得ること、(4)人民に

強制性を意識せしめぬこと、などであつた。

かかる原則に立つて前記の各課税方法を検討すれば、先ず(A)の地租は、その徴収が土地取得前に豫め知らされているアイルランドの如き新開國では有効であろうけれども、イングランドに於て新たにそれが課される場合は、一部の地主と消費者のみに負擔が歸着し、逆に他の地主並びに借地農の収益は増加するという不公平を生じる。即ち、

『地租は法に據らざる消費税 (irregular excise) に變じ』『或地主は利益を擧げ、地代を豫め定めていた地主のみが損失を蒙ることなる』(Writings, vol. I, p. 40)。(B)の關稅に就ては、その徴收理由並びに課稅限度を論じた後、その課稅上の缺陷として、(1)『未完成品、原料品に對しても課稅されること』、『非常に多數の官吏がその稅の徴收に必要であること』、『(3)『贈賄、共謀、商品の隱匿・偽裝などに依る密輸を非常に誘發し易いこと』、『(4)『我國民の全支出の餘りにも僅かな部分しか占めないこと』、『從つて何らか別の課稅方法が關稅と併用されねばならぬこと』の四點を擧げる (Writings, vol. I, pp. 56—7)。ペティはこの中の第四點を關稅の致命的缺陷と考へてゐる様である。その場合彼は公共經費を凡そ年二百萬磅と踏んで、この關稅收入の不充分性を割出してゐるのであるが、他方では、『若し最善のものであるならば、或る一つの方法で萬事が片附くであろう』と云い、暗に消費税をほのめかす。單純無差別な(C)人頭稅が非常に不公平な課稅であることは、云う迄もない。『不平等な能力の者が皆一樣に支拂い、最大の子弟養育費を負擔する者が最も多く支拂うからである』(Writings, vol. I, p. 62)。然し、他の一般庶民から公・侯・伯・子・男爵等の名譽稱號を有つ者を區別して、それらの名譽稱號に従う人頭稅を課すならば、先の方法に比し遙かに公平とならう。『空頼みした不運な馬鹿者にかかる租稅』と擲諭された(D)富籤は、少額の徴

税の爲にのみ用いられるに過ぎず、ここでは餘り問題とならない。(E)冥加金は、一部の受益者のみに課される場合は別として、それが君主の威嚇を後盾に一般に課される場合は、『差押處分を食うと同じ位に壓制的となる。』(F)罰金は、勞働力維持の目的に適う刑罰の方法であることに、特別な意義がペティに依て附與されてはいるが、收入獲得上の意義には乏しい。(G)獨占は、その權利の對象たる商品を、すべての人が等しく消費する場合は、前述の單純なる人頭税と同じ結果を伴う。また屢々君主の財政的窮乏を糊塗する爲に採られた(I)貨幣の稱呼引上乃至その品位切下は、『全商品の價格を二倍に高める以外の如何なる効果をも有ち得ず』、『勞働者の賃銀を強制的に半減せしめる』(Writings, vol. I, p. 87)結果となる故に、それは、『人民に對する甚だ悲しむべき亦不公平なる課税法』であり、この様に、『まやかしの商品を正當づける爲に、君主の肖像を刻印する不名譽と、實際とは異なる名で或る物と呼ぶ公的信義の破壊とを伴う雜草にしがみつくことは、國家衰亡の前兆である』(Writings, vol. I, p. 91)と、難詰されている。以上の諸課税方法に反してペティが推賞して止まないのは、彼が租税の模型として論じているところの(H)十分の一税である。彼はそれが、『教會の經費のみならず、全國民の公共經費を調達する爲に擧げられる方法の中、最も公平にて不偏なものに近し』(Writings, vol. I, p. 81)と斷言して憚らない。その理由は、生産物の總量から一定の割合が納められるからである。然し尙それにも缺陷があつた。それは十分の一税を支拂う生産物を材料とした、第二次製品を課税品目に包含し得ぬ爲、他の課税方法を以て補足せねばならぬことである。

以上の諸課税方法に對する考察を終え、その何れにも満足し得なかつたペティは、最後に彼が理想的課税方法とする消費税論に入るのであるが、然らば消費税は如何なる意味で彼が云う様に公平なる課税たり得るのであるか。各人

の消費は、必ずしもその富に正比例せぬであろう。若しそうだとすれば、消費税は、富に比例する公平な課税とは云い得ない。かかる疑問の發生を豫想したペティは、富を二種に、即ち現實の富 (actual riches) と潜在的な富 (potential riches) とに分類して、自己の説を貫こうとする。曰く、『自らが飲食し、身にまとい、或は他の何らかの方法で實際に亦現實に享受するところのものに従つて、人は現實に亦眞に富裕なのである。有り餘る力を有していながら、それを僅かしか利用せぬ他の者は、潜在的に或は想像的に富裕であるに過ぎない』。『各人は、自己の爲に使用し、現實に享受するところのものに従つて貢納すべきである』(Writings, vol. 1, p. 91.) と。この様に富を二種に分類する論理的操作を施すことに依て、ペティは、消費に比例する税すなわち富に比例する税なることを證明し、その故に消費税の自然的正義を謳ふことが出来た。然しかかる倫理的見地からとは別に、彼が消費税を推賞した他の理由に就て更に考察してみることがある。租税の強制的徴収が屢々國內平和を攪亂する有力な原因となつていた當時に於ては、消費税の非強制性が高く評價されたことは、ペティの言葉を俟つ迄もない。亦消費税収入に公共經費の總てをまかなうに足る税収額をペティが見込み得たことも當時に於ける商品流通の活潑化を考慮に入れる時、容易に理解し得る。これら消費税の非強制性、多收性と並んで、從來の直接課税に於ては兎角遁脱し勝ちな動産所得者に、相應の公共經費を負擔せしめる効果も見逃し得ない。

(1) Siehe, Marx, Karl: Theorien über den Mehrwert, 2 Aufl., Stuttgart, 1910, SS. 1—11, 松川七郎、「労働價值説の生成に關する一考察——ヘティ、ロダウ、サーヴェイと『租税貢納論』——」(「經濟研究」一九五二年七月號所載)。

(2) Siehe, Böhm-Bawerk, Eugen von: Kapital und Kapitalzins, 3 Aufl., Innsbruck, 1914, 1 Abtl., S. 51, 高木暢哉。

「利子學說史」(昭和十七年)一三五—一五三頁。

(3) Siehe, Raffel, Friedrich: Englische Freihändler vor Adam Smith, Tübingen, 1905, SS. 16—25.

(4) Marx, op, cit., S. 1.

(6) その點に就て「租税及貢納論」は觸れていないが、後の論文、「政治算術」(Political Arithmetik, London, 1690.)には次の句がある。『イングランドの課税は支出に對して課せられるのではなくして、全財産に對して、それも、土地、資財、勞働に對してではなく、主として土地だけに課せられる』(Writings, vol. I, p. 301.)。

六

イギリスに於ける消費税は、以上の如くベティに有力な辯護者を見出したが、その提唱は必ずしも彼に始まつたことではない。この點に於てもホップズはベティの先驅者であつた。然し消費税の公平性を論據づける兩者の立場には、若干の相異が認められる。即ち租税の支拂を、人民が國家より受ける利益の反對給付として理由づけていることは、兩者に共通であるが、その人民が受ける利益の内容は、ホップズに於ては生命の保全であり、ベティに於ては私有財産の擁護であつた。従つて、それら利益の代償たる租税の支拂は、ホップズに於ては貧富に關係なく、ベティに於ては財産に比例せしめることが公平の觀念に一致すると考えられた。ホップズは、財産比例課税の非を説くことに依て、間接に消費税の妥當性を證明しようとしてゐるに過ぎない⁽¹⁾。亦先に所有權の確立を國家の設立に負わしめた彼が、ここでは國家より受ける人民の利益を生命の保全のみに限つて論を進めていることは、前後の一貫性を缺く憾みがある。翻つて王政復古後の現實に於ける國內消費税を觀れば、從來の封建的收入に代る國王の世襲的收入としてその地歩

を確立するに至つた。⁽²⁾ 下つて一六八九年フランスとの間に戦端が開かれるや、關稅、消費稅の増徴を初めとして、臨時的直接稅の徵收が毎年の例となり、それら直接稅の負擔は殆んど土地のみに歸着して、⁽³⁾ クロムウエル時代から政府への貸付を通じ急速な富の蓄積に成功した、金匠 (Goldsmith) に依つて代表される金利階級との間に、課稅負擔上非常な不公平を生むに至つた。この時ベティの先に提唱せる消費稅が、右の不公平を是正するという新たな時代的意義を帯びて、土地と貿易が國力の源泉であることを強調し、それへの負擔軽減を主張して止まぬチャールズ・ダヴィンツ (Charles D'Avenant, 1656—1714) に依て再び提唱されるのであるが、それに就ては別の機會に改めて論じ度いと思ふ。

(1) Hobbes: Works, vol. III, p. 334.

(2) Dowell: History of Taxation and Taxes, vol. II, p. 21.

(3) Kennedy, William: English Taxation, 1640—1799, London, 1913, pp. 43—4.